

中野区再犯防止推進計画の進捗状況及び次期計画策定の方向性について

区では、令和2年5月に策定した「中野区再犯防止推進計画」(以下「計画」という。)において、「見守り、支えあい、立ち直りを応援するまち」を目指し、生きづらさを抱えた人が、孤立することなく、必要な支援が受けられる地域づくりを進めている。

令和5年度までの取組の進捗状況の確認と課題を整理し、次期計画策定の方向性を定めたので、報告する。

1 各取組の進捗状況及び課題

詳細は別紙のとおり

2 課題整理

上記1における課題を抽出するとともに、保護司等関係者への聞き取りを行い、以下のとおり課題を整理した。

(1) 概要

対象者(刑余者※)が社会復帰するためには、第一に住居や就労といった生活基盤を築くことが不可欠である。また、個人特性から保健福祉の行政サービス等の利用が必要になる対象者も少なくない。しかしながら、行政サービス等の情報が届きにくいことや地域社会の理解や受け入れ体制が十分でなく、結果的に社会的孤立となり再犯のリスクも高まっていく。

再犯防止に向け、行政サービス等への円滑な接続を行うため、保護観察中における保護司等と関係機関との連携を強化することに加え、更生保護活動の理解啓発や犯罪を生まない社会づくり、刑余者の立ち直りを見守り支える地域づくりを推進していく必要がある。

(2) 支援(行政サービス等)について

①対象者に対して

- 高齢者、障害者、依存症等、様々な特性に応じた支援
- 相談窓口のわかりやすい周知
- 保護司等による保護観察終了後等の切れ目のない支援

②保護司等支援者に対して

- 支援に係る制度や事業等のわかりやすい周知、情報共有

- 更生保護活動のしやすい環境整備
- 保護司等支援者と福祉関係部署等との関係性の構築

③事業者等について

- 協力事業者等が対象者について相談できる窓口の明示
- 居住支援、就労支援に協力しやすい環境整備（制度構築等）

(3) 地域づくりについて

①対象者に対して

- NPO等と連携した居場所づくりの促進

②保護司等支援者に対して

- 支援者間のネットワークを実働するために必要な情報の共有
- 保護司の孤立した活動環境の解消
- 支援者の担い手発掘や育成

(4) 更生保護活動の理解促進

- 民間企業等と協働した取組の仕掛け
- 更生保護活動の効果的な周知

(※) 刑余者・・ 刑罰を受けたことのある人。罪を犯して刑務所に入所し刑期を終えて出所した人や、刑期の3分の1を過ぎて仮釈放になった人

3 計画策定の方向性

再犯防止推進法（平成28年12月施行）に基づき、国は平成29年12月に再犯防止推進計画を策定した。都及び区においては、再犯防止推進計画の策定に関する努力義務のもと、国に続いてそれぞれ令和元年、令和2年に第一次再犯防止推進計画を策定した。その後、国は令和5年3月、都は令和6年3月に第二次計画を策定している。区においては、都の重点課題を基本とし、第一次計画での課題を取り込む他、必要と考える課題を取り入れ、第二次計画の策定を進める。

(1) 都の重点課題

- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥再犯防止のための連携体制の強化等

(2) 区独自の取組

- ①孤独・孤立対策と連動した取組の推進
- ②民間事業者を取り込んだ新たな地域づくり

4 スケジュール (案)

- 令和7年1月 第二次中野区再犯防止推進計画(素案)作成
第二次中野区再犯防止推進計画(素案)に係る関係団体・区民との
意見交換
- 3月 第二次中野区再犯防止推進計画(案)作成
第二次中野区再犯防止推進計画(案)に係るパブリック・コメント
手続
- 5月 第二次中野区再犯防止推進計画策定

A：実施した
 B：実施できなかったが、次年度に実施予定
 C：検討中（実施時期未定）
 D：未着手（検討していない）
 —：評価不能（隔年実施、事業終了など）

重点課題	主な取組み	所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）
1 地域で安定した社会を営む ～就労・居住の確保等						
1-1 就労を支援する取組 【地域支えあい推進部・健康福祉部】						
(1) 就労のための相談・支援	区ホームページなどを活用し、東京都若者総合相談センター（若ナビα）や東京都立職業能力開発センターにおける就職に向けた支援、東京しごとセンター、TOKYOチャレンジネットにおける取組などの情報提供を行います。	生活援護課	A：実施した	自立相談支援機関（中野くらしサポート）、就労支援員による相談支援時には、相談者の希望や状況に応じて、適宜情報提供や連携を行っている。	必要に応じた同行支援の実施。	区のホームページで国や都の就労支援事業の情報提供について、精査中。
	生活困窮者を対象とした、自立相談支援機関（中野くらしサポート）において、相談支援を行います。必要に応じて、就労準備支援事業（中野就労セミナー）や、ハローワークによる中野就職サポートなどを活用しながら、自立のための支援を図ります。	生活援護課	A：実施した	2023年度 新規支援者数 ・就労準備支援事業（中野就労セミナー） 108名 ・中野就職サポート 154名 ※生活保護受給者を含む	就職決定後、3か月の定着支援を実施している。 就労自立を図るために、定着率を上げることが課題。	引き続き、一人ひとりにあった支援を実施していく。
	一般就労が難しい障害者の就労機会を拡大するため、身近な地域での雇用の場を確保するとともに、一般就労への移行を促進する体制の整備、就労支援センターやハローワークとの協働による職場における障害者理解や障害者雇用を推進するための取組を進めます。	障害福祉課	A：実施した	・中野区における障害者の就労・雇用促進事業は、中野区障害者福祉事業団に委託し、就労支援センターとして実施している。主な事業は、就業相談、就労の場の開拓、就職や就労継続のための支援等である。さらに、ハローワークと連携した就職準備フェアを実施した。 ・令和5年度から、重度障害者等の通勤支援や職場における支援を行う「重度障害者等就労支援特別事業」を開始した。（利用実人数1名） ・令和5年度から、「障害者等職場実習受入れ奨励金」制度を新設し、職場体験実習生を受け入れた企業へ支給した。（支給件数3件、実習受入日数11日）	・引き続き企業に対して、障害者理解や雇用を推進するための働きかけを継続する必要がある。 ・令和5年度から新設した事業について、利用の拡大に繋げる必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に向けた専門的支援の拡充 ・雇用の確保 ・特別支援学校・障害者就労支援事業所との連携強化 ・職場体験実習を通じた就労支援の充実 ・就労定着に向けた関係機関の連携強化 ・新規事業の周知

重点課題	主な取組み	所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）
(2) 犯罪をした者等を雇用する企業への支援制度の理解促進	保護観察所などと連携し、区内事業者等に対して、犯罪をした者等の雇用促進の必要性、積極的に雇用を受け入れる協力雇用主や受刑者等採用相談窓口（コレワーク）について、広く情報提供を行います。	地域活動推進課	B：実施できなかったが、次年度に実施予定	—	保護観察所等と連携し、雇用促進の必要性について、区内事業者等に対し理解を促進し協力事業者を増やしていく必要がある。	保護観察所等と連携し、協力事業者の確保や協力事業者からの相談対応について、検討していく。
	受刑者の円滑な社会復帰支援の一環として実施している刑務所作業製品の展示販売を公益財団法人矯正協会と共催で実施するなど、刑務所等での作業への理解を深めるための普及啓発などを行います。	地域活動推進課	A：実施した	区役所新庁舎で、以前より規模を広げて実施でき、集客も例年より2倍近く増加した。区のHPや地域・庁内の電子掲示板でも周知を行い、刑務所作業製品や社会を明るくする運動についての説明文も掲載することで普及啓発を図った。	購入者の中には矯正協会の役割や活動を知らない人もいるため、活動の目的を広める必要がある。	デジタルサイネージや区のHP、ためまっが等、様々な媒体を活用し広く周知を図る。
	(3) 関係機関・団体との連携 検察庁や矯正施設、保護観察所等の刑事司法関係機関と連携し、障害者や生活困窮者向けの就労支援事業者に対して、犯罪をした者等の社会復帰を支援することの必要性や国・東京都・区の取組等について情報提供を行い、理解促進を図ります。	地域活動推進課	B：実施できなかったが、次年度に実施予定	—	区と関係機関との連携が構築されていないため、連携方法など検討していく必要がある。	関係機関と連携体制を整え、就労支援事業者等に対する情報提供方法などの仕組みを整えていく。
1-2 住居の確保を支援する取組 【地域支えあい推進部・健康福祉部・都市基盤部】						
(1) 都営住宅や住宅セーフティネット制度の活用	都営住宅への優先入居制度（抽選倍率の優遇や住宅困窮度の点数化）を活用し、住宅に困窮する低所得者の中でも特に困窮度が高い高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯、著しく所得が低い世帯などの住居の確保を支援します。	住宅課	A：実施した	住み替え相談の際に都営住宅への制度の周知	犯罪を犯した者等への都営住宅申し込みにおける、優先入居制度の認知度を高める必要がある。	都営住宅における住環境の整備は東京都の政策が大きく影響するため、制度の周知方法や充実に向けて働きかけを行っていく。
	不動産業者等に対して、住宅セーフティネット制度を周知し、保護観察対象者等を含め、住宅の確保に配慮が必要な人の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進します。	住宅課	A：実施した	居住支援協議会の取組と連携し、勉強会やセミナーの開催などを通して、支援者や管理会社、オーナー等に、セーフティネット住宅の登録の理解促進を図った。	貸主側が抱える不安や金銭的負担を軽減し、住宅確保要配慮者が安心して入居できる賃貸住宅を増やしていく取組を推進していくことが必要である。	民間賃貸住宅のオーナーや不動産店に対して、普及啓発するとともに、セーフティネット住宅に関連する居住支援制度等の情報提供を行う。

重点課題	主な取組み	所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）	
	(2) 更生保護施設との連携	福祉サービス等を必要とする更生保護施設の入所者が必要な支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設との連携を進めます。	地域活動推進課	B：実施できなかったが、次年度に実施予定	—	更生保護施設との具体的な連携体制について福祉関連部署と検討する必要がある。	更生保護施設と福祉関係部署の具体的な連携体制により入所者に対して必要な支援を提供していく。
		更生保護施設への理解を促進するため、区ホームページに再犯防止推進のページを設け、更生保護施設の役割等について、広く情報提供を行います。	地域活動推進課	B：実施できなかったが、次年度に実施予定	—	更生保護施設と連携し、理解促進のための情報を整理する必要がある。	再犯防止推進に係る区ホームページにて、更生保護施設と連携した情報提供を行っていく。
	(3) 自立した生活が難しい高齢者や障害者等の生活の場の確保支援	経済的に困窮する区民に対し、生活保護法に基づき必要な自立に向けた支援を行います。	生活援護課	A：実施した	住居喪失者及び一時的な施設の退所時に、本人及び支援者と相談の上で居住先の確保を行う。	家賃・光熱水費等を含めた金銭管理が適切に行えず、日常生活に支障をきたす場合がある。	引き続き、支援を実施する。

2 誰もが安心して自分らしく、すこやかに暮らす ～保健医療・福祉サービスの利用の促進及び支援等

2-1 一人ひとりの特性や状況に応じて支援し、保健医療・福祉サービスを提供する取組 【企画部・子ども教育部・地域支えあい推進部・健康福祉部】

(1) 犯罪をした者等が抱える複雑な課題に配慮した支援	犯罪をした者等のうち特に配慮や支援を必要とする高齢者や障害者などが、円滑に必要な保健医療・福祉サービスを利用し、効果的な支援が受けられるよう、検察庁、矯正施設や保護観察所等が主催する処遇会議やケースカンファレンスなどに関係する区の職員等が出席し、区の保健医療・福祉サービスなどについて情報提供するとともに、情報を共有し、連携して立ち直りに必要な支援を行います。	地域包括ケア推進課	A：実施した	支援対象となった方の処遇会議やケースカンファレンスに参加する中で、生活環境の調整のため必要なサービスに関する情報を提供した。	—	—
-----------------------------	--	-----------	--------	--	---	---

重点課題	主な取組み	所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）
(1) 犯罪をした者等が抱える複雑な課題に配慮した支援	<p>本人やその家族などの意向を尊重し、プライバシーや人権に配慮しつつ、すこやか福祉センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、介護サービス事業所、医療機関など地域の関係機関のほか、保護司や民生委員・児童委員などが適切に役割分担し、必要に応じて支援について検討を行う処遇会議やケースカンファレンスを行うなど連携・協力体制のもと、支援を行います。</p>	地域包括ケア推進課	A：実施した	<p>・地域包括支援センターについては、ケースカンファレンス等を行った実績はないが、協力要請があった場合は必要に応じて支援している。</p>	-	-
	<p>認知症やその疑いがある高齢者とその家族に対して適切な支援が行えるよう、認知症の早期発見により、初期の段階から支援できる体制づくりを進めるとともに、地域住民やNPO法人などが主催するオレンジカフェなどの取組への支援を行います。</p>	地域包括ケア推進課	A：実施した	<p>・令和4年度より70～75歳を対象にも忘れ検診事業を実施。認知症の早期発見と相談や支援につながるような体制づくりを行っている。 ・認知症の方及び家族等の居場所を確保し、地域での孤立予防、地域住民の認知症への理解促進や対応力の向上を図ることを目的とし、オレンジカフェの運営の支援を行っている。各オレンジカフェがそれぞれの強みを生かしながら運営している。 （2023年度現在 区内19か所）</p>	<p>・もの忘れ検診後のフォロー体制の充実。 ・オレンジカフェのさらなる周知と利用したくても会場までひとりで行けない方への支援方法が課題となっている。</p>	<p>R6年度より施行された中野区認知症施策推進計画に基づき、認知症施策の実施・見直しを行うとともに、関連事業との体系化の検討を行う。</p>
	<p>国は、犯罪をした少年や若年者などは、反省して立ち直る柔軟性があることから、機会を捉えて様々な教育的働きかけを行うことが重要であるとし、これに対応する取組を進めるとしています。区は、このような状況に配慮し、犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、児童相談所、保護観察所、検察庁、矯正施設、法務少年支援センター（少年鑑別所）、少年センター（警視庁）、東京都若者総合相談センター（若ナビα）、児童自立支援施設などと連携・協力のもと、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関と連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。</p>	子ども・若者相談課	A：実施した	<p>子ども・若者支援地域協議会を設置し、関係機関が連携し課題や困難を抱える子ども・若者を支援していく体制を整備した。</p>	<p>現時点までで、犯罪をした少年や若年者への支援に関する個別ケース事例はない。</p>	<p>他の関係会議等と必要に応じて情報共有や連携できる方法等の検討をする。</p>

重点課題		主な取組み	所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）
		<p>児童相談所の設置（令和3年度予定）に向け、複雑な課題に対応し、一人ひとりの特性や背景を理解し、状況に応じて適切に支援が行えるよう体制を強化します。</p>	児童福祉課	A：実施した	令和4年4月に児童相談所を開設し、子どもや保護者の状況に応じた適切な支援等が行える体制を整備した。	児童相談所の相談対応の中で、非行対応をはじめ、児童虐待対応においても、被虐待者やDVの影響等、一人ひとりが抱える課題や特性、背景などを理解し支援していく必要がある。	児童相談所の相談対応の中で、一人ひとりの状況に応じた支援を行い、非行や児童虐待の再発防止を進めていく。
	(1) 犯罪をした者等が抱える複雑な課題に配慮した支援	<p>国は、虐待やドメスティックバイオレンス（DV）の被害体験、これらに起因する心的外傷や妊娠・育児の悩みなど心の問題が女性の犯罪や非行の背景にある場合があると、これらの状況に応じた取組を進めるとしています。区では、このような状況に配慮し、女性が抱える様々な課題について相談を受けるにあたっては、一人ひとりが抱えている課題や特性、背景などを十分理解し、地域の関連機関と連携しながら、適切な支援を行います。</p>	企画課	A：実施した	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止連絡会の実施 ・区内公共施設、医療機関等への「DV相談先カードの設置」 ・デートDV防止出前講座を区内大学等で実施 ・デートDV防止啓発冊子の作成・配布 	取組の実施に向け、地域の関連機関と連携を図っている状況であるが、より適切な支援を実施していくためには、関連機関の連携強化等内容を充実させる必要がある。	令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の内容を踏まえ、DV防止連絡会等各取組の内容を検討した上で、実施する。
		<p>国は、犯罪や非行の背景として、発達等の課題がある場合もあり、適切な支援を受けていなかったり、見過ごされてきたりする場合も少なくないと、これらの状況に対応するための取組を進めるとしています。区では、このような状況に配慮し、すこやか福祉センターや障害者相談支援事業所において、子どもから成人までを対象として、発達障害に関する相談を受けるにあたって、障害者地域自立生活支援センターなど関係機関とも連携しながら、一人ひとりの個性や特性、背景などを理解し、状況に応じた適切な支援を行います。</p>	地域包括ケア推進課	A：実施した	すこやか福祉センターで発達に関する相談が入った場合は、地域自立生活支援センターなど関係機関と連携し、必要な通所先や相談先を案内した。生活環境の調整のため必要なサービスを案内した。	-	-

重点課題	主な取組み		所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）
	(1) 犯罪をした者等が抱える複雑な課題に配慮した支援	区の各種相談において、複雑な課題に対応し、一人ひとりの個性や特性、背景を理解しながら状況に応じた適切な相談・支援をより効果的に行えるよう、必要に応じて医師などが専門的な助言や支援を行う体制の整備を進めます。	地域包括ケア推進課	A：実施した	本人の課題や環境に応じた適切な対応ができるよう、担当者が必要に応じて医師などの専門職に助言をうけながら、関係機関と連携し相談に対応した。 万引きなどの問題行動がある未成年に対し、児童発達計画相談事業所等の関係機関と連携し支援した。	—	—
2-2 薬物依存者の回復を支援する取組 【子ども教育部・教育委員会事務局・地域支えあい推進部・健康福祉部】							
	(1) 薬物依存者の回復に必要な医療や相談・支援	犯罪をした者等のうち特に薬物依存者やその疑いがある人の相談・支援にあたっては、検察庁や矯正施設、保護観察所など刑事司法関係機関等と連携を図りながら相談に応じ、区の相談・支援の取組について関係機関や本人に情報提供し、必要な医療や福祉サービスに円滑につながるよう支援する取組を進めます。	地域包括ケア推進課	A：実施した	必要な知識を得るために、区が主催する研修に参加した。 自助グループの情報を提供できるようにした。	—	—
		すこやか福祉センターなどにおいて、薬物に依存する区民やその家族の相談・支援を行うにあたっては、一人ひとりの個性や特性、状況に応じた適切な支援が行えるよう、関係部署、医療機関や専門支援機関などと連携して取組みます。	地域包括ケア推進課	A：実施した	すこやか福祉センター保健師が保健相談を行い、それぞれの状況に応じて薬物依存専門医療機関や相談機関、自助グループ等へつないでいる。	—	—
	(2) 薬物依存に関する理解の促進	学習指導要領に基づき、小学校の体育科及び中学校の保健体育科をはじめとして、特別活動や道徳、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、薬物乱用防止に関する指導を徹底します。特に「薬物乱用防止教室」については、区立小学校・中学校とも年1回必ず開催し、児童・生徒の薬物に関する正しい理解と規範意識の向上を図ります。	指導室	A：実施した	・区立小学校・中学校における薬物乱用防止教室の実施 ・学校の教育活動全体を通じた薬物乱用防止に関する指導	薬物乱用防止教室の効果的な実施	・様々な分野の専門家の参加・協力を得て、指導効果を高める。

重点課題	主な取組み	所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）
(2) 薬物依存に関する理解の促進	東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会が行う公立小中学校での薬物乱用防止教室、中学生の薬物乱用防止ポスターや標語作品の募集・表彰、地区まつりや帝京平成大学学園祭などでの薬物乱用防止普及啓発活動などが円滑かつ効果的に行えるよう支援を行います。	生活衛生課	A：実施した	毎年、東京都からの募集要項に基づき、区内の全中学校に薬物乱用防止に関するポスター・標語の募集に関する資料の作成・送付を行い、入賞作品を掲載した普及啓発資材（ティッシュ等）を作成し、指導員の活動に役立てている。また、入選作品を中野駅ガード下ギャラリーに展示する等、普及啓発の機会を提供している。	薬剤師会から選出された指導員が不在となったことや、新型コロナの影響があり、小中学生を対象とした薬物乱用防止教室を実施できていないこと。	薬剤師会への指導員選出を引き続き呼びかけるとともに、指導員の研修の機会も設け、徐々に薬物乱用防止教室を再開できるように検討を進める。
	東京都薬物乱用防止推進中野地区協議会と連携し、薬物依存に関する理解を深めるための情報発信を行います。	生活衛生課	A：実施した	毎年2月に区内中学3年生を対象に、薬物乱用防止に関するチラシとクリアファイルを作成し、配布している。	—	—
(3) 専門機関・団体との連携	国の「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」に基づき、関係部署、関係機関・団体等が地域の薬物依存問題について認識を共有し、連携しながら治療や支援に取組みます。	地域包括ケア推進課	D：未着手（検討していない）	—	—	—
	薬物依存者に対して効果的な支援を行うため、保護観察所などが主催する会議等に参加するなど、関係機関と連携・協力しながら、取組を進めます。	地域包括ケア推進課	D：未着手（検討していない）	—	—	—

3 すべての子どもたちが安心・安全な環境で成長する ～学校・家庭・地域と連携した非行防止等

3-1 学校・家庭・地域の連携により子どもたちを見守り、指導・支援する取組 【子ども教育部・教育委員会事務局・地域支えあい推進部】

(1) 犯罪・非行の防止のための子どもたちへの指導・支援	区立小中学校にスクールカウンセラーを派遣するとともに、心の教室相談員を配置し、様々な悩みを抱える児童・生徒と保護者のための教育相談を実施します。	指導室	A：実施した	・区費スクールカウンセラーの中学校区配置の拡充 ・教育相談室の夜間及び土曜日開室	校内における教育相談体制の充実	・区費及び都費のスクールカウンセラー、心の教室相談員の連携を強化する。
------------------------------	--	-----	--------	---	-----------------	-------------------------------------

重点課題	主な取組み	所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）
(1) 犯罪・非行の防止のための子どもたちへの指導・支援	不登校や家庭的な課題を抱える児童・生徒や保護者に対して、スクールソーシャルワーカーを家庭や学校に派遣し、それぞれの課題に寄り添った支援を行います。	指導室	A：実施した	スクールソーシャルワーカーの家庭や学校への派遣	関係機関との連携強化	・必要に応じて、みらいステップなかの内において、児童相談所と連携した支援のあり方を検討する。
	犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、児童相談所、保護観察所、検察庁、矯正施設、法務少年支援センター（少年鑑別所）、少年センター（警視庁）、東京都若者総合相談センター（若ナビα）、児童自立支援施設などと連携・協力のもと、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関とも連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。【2-1(1)の再掲】	子ども・若者相談課	A：実施した	子ども・若者支援地域協議会を設置し、関係機関が連携し課題や困難を抱える子ども・若者を支援していく体制を整備した。	現時点までで、犯罪をした少年や若年者への支援に関する個別ケース事例はない。	他の関係会議等と必要に応じて情報共有や連携できる方法等の検討をする。
	「社会を明るくする運動」等をおして、区内の小学校・中学校・高等学校、地域の関係団体の連携をさらに進めるとともに、警察署や少年鑑別所などとも連携し、子どもの犯罪や非行の防止を目指す活動を推進します。	地域活動推進課	A：実施した	保護司会、小中学校と連携した社会を明るくする運動作文コンクールを毎年実施している。令和5年7月、保護司会、更生保護女性会の協賛による区主催の再犯防止推進イベントを実施した。	社会を明るくする運動をおし、区民への再犯防止推進に対する理解を促進していく必要がある。	社会を明るくする運動強化月間にあわせ、広く区民の理解を得るための普及啓発イベントを関係機関、団体と協働し実施する。
(2) 子どもたちの立ち直りの支援	「社会を明るくする運動」等をおして、地域における連携・協力体制づくりを進めるとともに、保護司と区立小中学校との日常的な連携・協力体制づくりを進めます。	地域活動推進課	A：実施した	保護司会、小中学校と連携した社会を明るくする運動作文コンクールを毎年実施している。令和5年7月、保護司会、更生保護女性会の協賛による区主催の再犯防止推進イベントを実施した。	区立小中学校との具体的な連携について検討が必要である。	社会を明るくする運動をおして、犯罪・非行予防の理解促進がされるよう、保護司会や学校関係者との連携した取り組みを検討していく。

重点課題	主な取組み		所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）
	(2) 子どもたちの立ち直りの支援	犯罪をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、児童相談所、保護観察所、検察庁、矯正施設、法務少年支援センター（少年鑑別所）、少年センター（警視庁）、東京都若者総合相談センター（若ナビα）、児童自立支援施設などと連携・協力のもと、子ども自身や家族の抱える特性や背景を理解し、地域の関係機関とも連携しながら状況に応じた適切な支援を行います。【2-1(1)/3-1(1)の再掲】	子ども・若者相談課	A：実施した	子ども・若者支援地域協議会を設置し、関係機関が連携し課題や困難を抱える子ども・若者を支援していく体制を整備した。	現時点までで、犯罪をした少年や若年者への支援に関する個別ケース事例はない。	他の関係会議等と必要に応じて情報共有や連携できる方法等の検討をする。
	(3) 課題を抱える子どもたちのための学習支援活動や居場所づくりの支援	区内で、様々な課題を抱える子どもたちを対象とした学習支援や居場所づくりなどに取組むNPOの活動を支援するなど、多様な学習支援の場や居場所づくりを進めます。	子育て支援課	A：実施した	生活困窮者自立支援法に基づき、低所得世帯の小学校4～6年生及び中学校1～3年生を対象とした学習支援を年間を通じて実施(令和5年度に小学校5年生、令和6年度に小学校4年生も対象に追加)	より多くの子どもや保護者が受講の効果を実感できる事業運営の確保	通常の学習指導だけでなく、子どもや保護者からの学習以外での相談に可能な範囲で対応するなどの取組を始めており、引き続き、参加者に寄り添った事業運営を行う。
4 支援を必要とする人を孤立させることなく、地域で立ち直りを支える ～民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等							
4-1 民間協力者の活動を支援する取組 【地域支えあい推進部】							
	(1) 民間ボランティア人材の発掘・人材確保の支援	区ホームページに再犯防止推進のページを設け、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアの民間ボランティアの活動について広く理解を得るための情報提供を行います。	地域活動推進課	A：実施した	年度内完成予定（作成中）	保護司会や更生保護女性会の活動に関する認知度が低い。	関連機関や団体の活動について広く周知を図っていく。

重点課題	主な取組み	所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）	
	(1) 民間ボランティア人材の発掘・人材確保の支援	保護司や更生保護女性会など更生保護ボランティア等の募集の呼び掛けに協力し、各種地域団体へ情報提供するなど、人材の確保を支援するとともに、すこやか福祉センターにおける保健福祉事業などを通じて、地域の核となる人材の発掘、地域の人材情報の把握に取組みます。	地域活動推進課	A：実施した	令和4年度より、すこやか地域ケア会議に保護司が参加し、町会・自治会、民生児童委員、社会福祉協議会他、地域の様々な支援者等と顔の見える関係を構築している。	保護司と行政や地域の支援者等とより一層の関係性構築が必要である。	保護司や更生保護女性会など更生保護ボランティア等の人材発掘について、区と地域団体と連携しながら仕組みを整えていく。
	(2) 民間ボランティア活動の支援	保護司や更生保護女性会など更生保護ボランティアが活動を円滑に行うために必要となる各種区政情報等の提供を行うとともに、すこやか福祉センターの専門職が行う「出前講座」など、更生保護ボランティア団体などの研修に、区職員を講師として派遣します。	地域活動推進課	B：実施できなかったが、次年度に実施予定	—	行政サービスについて、わかりやすい情報提供が必要である。	保護司会や更生保護女性会等と連携し、効果的な情報提供、区職員の講師の派遣の機会について検討していく。
		地域の安全・安心に資する、町会・自治会等の地域団体が行う防犯パトロールや夜警などの防犯活動を支援します。	地域活動推進課	A：実施した	町会・自治会の活動に対する支援を行っている。	—	—
		「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」に基づき、見守りを希望する者の名簿を町会・自治会に提供するなど、町会・自治会等が中心となって地域で行う見守り支えあいの活動を支援します。	地域活動推進課	A：実施した	87町会・自治会に見守り対象者名簿を提供した。また、全町会に対して、区活職員による見守り活動についての聞き取りアンケート調査を実施した。	多くの町会・自治会が日常的な見守りを実施しているが、名簿が十分活用されているとは言えない。	名簿を活用した活動について、活動事例の紹介方法等を検討していく。
	4-2 理解を促進する取組 【総務部・地域支えあい推進部】						
(1) 再犯防止や更生保護に関する普及啓発	区ホームページに再犯防止推進のページを設け、保護司、更生保護女性会やBBS会など更生保護ボランティアの活動の紹介、更生保護施設の役割等の紹介などについて、区民の理解が促進されるよう広報します。	地域活動推進課	A：実施した	年度内完成予定（作成中）	保護司会や更生保護女性会の活動に関する認知度が低い。	関連機関や団体の活動について広く周知を図っていく。	

重点課題	主な取組み	所管課	進捗状況	具体的な取組内容	課題	今後の予定（課題解決に向けて）
(1) 再犯防止や更生保護に関する普及啓発	「社会を明るくする運動」や再犯防止推進月間などの取組をとおして、保護観察所や保護司をはじめとする民間協力者と広く連携しながら更生保護や再犯防止などについて広く理解を得るための普及啓発を推進します。	地域活動推進課	A：実施した	7月の社会を明るくする運動強化月間について、保護司会等と連携した普及啓発の実施	社会を明るくする運動をとおし、区民への再犯防止推進に対する理解を促進していく必要がある。	社会を明るくする運動強化月間にあわせ、広く区民の理解を得るための普及啓発イベントを関係機関、団体と協働し実施する。
	7月の再犯防止啓発月間において、各種事業や広報誌、区ホームページ・SNS上での情報発信などにより、再犯防止や更生保護の推進について集中的な広報活動を実施します。	地域活動推進課	A：実施した	7月の再犯防止啓発月間における区ホームページへの掲載	再犯防止や更生保護の活動に対してあまり理解されていない。	区のホームページにおいて、再犯防止推進に関するページを設け、関連機関の活動について広く周知を図っていく他、更生保護活動のイベントを「ためまっぴ」に掲載していく。
	保護司をはじめとする民間協力者や区内の関係機関・団体などを対象として、犯罪防止や再犯防止への理解を深め、課題を共有するきっかけとなる再犯防止推進シンポジウムを年に1回開催します。	地域活動推進課	A：実施した	令和5年7月、保護司会、更生保護女性会の協賛により区主催で再犯防止推進イベントを実施した。	区民の理解によりつながっていくように、関係機関と連携して取り組んでいく必要がある。	社会を明るくする運動強化月間の7月に、広く区民の理解を得るための普及啓発イベントを実施する。
	全職員を対象として、再犯防止や更生保護の取組への理解を深めるための研修を実施します。	地域活動推進課	A：実施した	区職員向け再犯防止推進研修の実施 令和5年3月（受講者 34名） 令和6年1月（受講者 24名） 講師：東京都犯罪お悩み何でも相談	研修に参加した職員への意識啓発はできたが、計画の実現に向けて担当業務や所管連携に繋げていけるよう全職員に対して効果的な研修を実施できるよう内容の充実を図る必要がある。	第二次東京都再犯防止推進計画、及び今後策定を予定している中野区再犯防止推進計画の内容を踏まえて、関連部署職員に対する研修を継続的に実施（令和7年1月実施予定）
	各種相談に応じる区職員を対象に、刑務所出所者等の社会復帰のための支援のあり方等について研修を実施します。	地域活動推進課	A：実施した	区職員向け再犯防止推進研修の実施 令和5年3月（受講者 34名） 令和6年1月（受講者 24名） 講師：東京都犯罪お悩み何でも相談	研修に参加した職員への意識啓発はできたが、計画の実現に向けて担当業務や所管連携に繋げていけるよう全職員に対して効果的な研修を実施できるよう内容の充実を図る必要がある。	第二次東京都再犯防止推進計画、及び今後策定を予定している中野区再犯防止推進計画の内容を踏まえて、関連部署職員に対する研修を継続的に実施（令和7年1月実施予定）